第6回
定時株主総会
招集のご通知

思いを預かる。思いをつなぐ。
東京きらぼしFG

開催日時
2020年６月26日（金曜日）
午前10時（受付開始午前9時）

開催場所
きらぼし銀行本店（青山オフィス）
８階会議室
東京都港区南青山三丁目10番43号

第６回定時株主総会会場は、きらぼし銀行本店です。
末尾の「第６回定時株主総会会場のご案内」をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役１名選任の件

目　次

第６回定時株主総会招集のご通知 …… 2
インターネット等による議決権行使のご案内 … 4
株主総会参考書類 …… 5
事業報告 …… 24
連結計算書類 …… 55
計算書類 …… 58
監査報告書 …… 61
第６回 定時株主総会会場のご案内 …… 裏表紙

**本年から、株主総会にご出席の株主さまにお配りしておりましたお土産の提供をとりやめさせていただきます。
何とぞご理解をくださいますようお願い申し上げます。**

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ

証券コード：7173

ごあいさつ



皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社グループは、「首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献します。」という経営理念のもと、首都圏においてお客さまから真に愛される地域No.1の都市型地銀グループを目指しております。

当社グループは、2018年５月の３行合併を機に、中期経営計画「スタートアップ☆きらぼし」をスタートさせ、目指すべき将来像を「金融にも強い総合サービス業」としております。そうした方針のもとで、お客さまとの「対話」を通じて課題解決に向けた提案を行い、お客さまから「ファーストコール」をいただき、結果としてお客さまとの共通価値を創造する取組みを進めているところです。

また、本年５月にきらぼし銀行でのシステム統合が完了しました。統合に伴う諸対応でお客さまにはご不便をおかけしたことをお詫び申し上げます。今後は統合効果を活かしつつ、より一層お客さまへのサービス向上に取組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けられた皆さまには、心よりお見舞い申し上げます。感染症の拡大に伴い、事業や生活面への影響が拡がってきております。こうした中で当社グループでは、緊急融資制度等お客さまに対するご支援を迅速かつ適切に対応できる態勢を構築し、積極的に取り組んでいるところです。

今後とも地域の皆さまとともに、グループの総合力を発揮し、地域経済・地域社会の持続的発展に貢献していく所存でございます。引き続き、当社グループへの温かいご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

2020年６月

代表取締役社長

味岡 桂三

(証券コード　7173)
2020年６月５日

株　主　各　位

東京都新宿区新宿五丁目９番２号
株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ
代表取締役社長　味　岡　桂　三

第６回定時株主総会招集のご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第６回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染による影響が拡大しております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、感染拡大防止の観点から会場内の座席数を制限させて頂くこと等に鑑み、本株主総会につきましては、極力株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

議決権行使につきまして、書面（議決権行使書）又は電磁的方法（インターネット等）による行使にあたりましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2020年６月25日（木曜日）午後５時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）　午前10時（受付開始午前９時）

２．場　　所　東京都港区南青山三丁目10番43号
きらぼし銀行　本店（青山オフィス）８階会議室

３．目的事項

報告事項

１．第６期(2019年４月１日から2020年３月31日まで)
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第６期(2019年４月１日から2020年３月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役８名選任の件
第３号議案　監査役２名選任の件
第４号議案　補欠監査役1名選任の件

4．議決権行使についてのご案内



株主総会ご出席による議決権行使

当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時	2020年６月26日(金) 午前10時 (受付開始　午前９時)



郵送（書面）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示していただいたうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限	2020年６月25日(木) 午後５時到着分まで



インターネット等による議決権行使

当社指定の**議決権行使ウェブサイト**（https://www.e-sokai.jp）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限	2020年６月25日(木) 午後５時まで

詳細は次ページを参照ください

(1) 重複行使の取扱い
書面及びインターネット等による議決権行使を重複して行われた場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとさせていただきます。
また、インターネット等による議決権行使を複数回行われた場合は、最後に到達した議決権行使を有効なものとしてお取扱いいたします。

(2) インターネット開示事項について
本招集のご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」及び連結計算書類の「連結注記表」につきましては、法令及び定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp/stock/shareholder.html）に掲載しておりますので、本招集のご通知の添付書類には掲載しておりません。
なお、本招集のご通知の添付書類に記載しております計算書類及び連結計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した書類の一部であります。

以　上

◎当日総会にご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集のご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、修正が生じた場合には、当社ウェブサイト（https://www.tokyo-kiraboshifg.co.jp/）において、修正後の事項を掲載させていただきます。
◎当日は節電のため会場内の冷房を弱めに設定する予定でございますので、株主さまにおかれましては軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。
◎開場時間は午前９時でございます。

インターネット等による議決権行使のご案内

1 議決権行使ウェブサイトにアクセス

https://www.e-sokai.jp

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して上の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。（QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。）

2 インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、「次へすすむ」をクリック

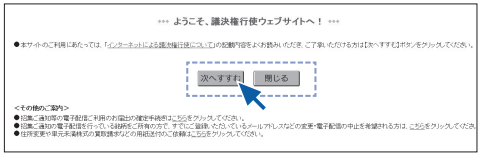

3 議決権行使コードを入力し、「ログイン」をクリック。
パスワード変更画面がでますので議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリックし、パスワードの登録をお願いします。

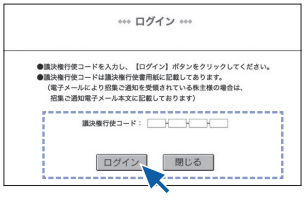

4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力願います。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の通信料金等は株主さまのご負担となります。

スマートフォンからは「スマート行使」をご利用ください。

議決権行使書用紙の右下に記載の専用QRコードから、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトにログインできます。

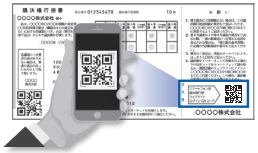

スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。

一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。（QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代行株式会社
代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間 午前９時～午後９時
（土曜、日曜、祝日も受付）

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

当社は新宿オフィスビル（旧八千代銀行本店所在地）に本店を置いておりますが、同ビルを第三者へ売却したことに伴い、本店を青山オフィスビル（現きらぼし銀行本店所在地）へ移転することを予定しております。つきましては、当社本店の所在地の変更に係る定款の一部変更をお願いしたいと存じます。

「定款」新旧対照表　（下線は変更部分）

現行定款	改正案
第１章　総則	第１章　総則
（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都新宿区に置く。	（本店の所在地） 第３条　当会社は、本店を東京都港区に置く。

第２号議案　取締役８名選任の件

現在の取締役９名は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。迅速な意思決定を行うため、１名減員して取締役８名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		現在の当社における地位	
1	味岡（あじおか）　桂三（けいぞう）	再　任	代表取締役社長	
2	渡邊（わたなべ）　壽信（ひさのぶ）	再　任	代表取締役副社長	
3	北川（きたがわ）　嘉一（よしかず）	再　任	代表取締役副社長	
4	野邊田（のべた）　覚（さとる）	新　任	常勤監査役	
5	常久（つねひさ）　秀紀（ひでのり）	再　任	取締役	
6	三浦（みうら）　隆治（りゅうじ）	再　任	取締役	社外取締役候補者　独立役員
7	髙橋（たかはし）　ゆき	再　任	取締役	社外取締役候補者　独立役員
8	西尾（にしお）　昇治（しょうじ）	再　任	取締役	社外取締役候補者　独立役員

1 味岡（あじおか） 桂三（けいぞう）

■生年月日：1957年４月25日生

再　任

■所有する当社の株式数：普通株式 3,977株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年４月	日本銀行入行
2004年６月	同行　大分支店長
2007年８月	同行　金融機構局参事役
2009年６月	同行　金沢支店長
2011年５月	株式会社東京都民銀行入行 同行　執行役員
2011年６月	同行　執行役員 日本橋支店長
2012年６月	同行　常務取締役 日本橋支店長
2012年７月	同行　常務取締役 事務・システム本部長
2014年６月	同行　専務取締役 事務・システム本部長
2014年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役
2016年４月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　代表取締役社長 株式会社東京都民銀行　取締役副頭取 株式会社新銀行東京　取締役（非常勤・非業務執行）
2018年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　代表取締役社長 監査部担当（現職） 株式会社きらぼし銀行　取締役（現職） (現在に至る)

取締役候補者とする理由

2014年の当社設立以来、取締役としてグループの経営管理全般に亘る意思決定に重要な役割を果たし、2016年４月には取締役社長に就任。今後も経営に関する重要課題への対応において、その経験や知見を活かすことにより、当社グループの企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。

2 渡邊（わたなべ） 壽信（ひさのぶ）

再　任

■生年月日：1962年８月16日生

■所有する当社の株式数：普通株式 2,207株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年４月	株式会社東京都民銀行入行
2011年６月	同行　融資管理部長
2012年７月	同行　参与 融資管理部長
2013年10月	同行　参与 融資統括部長
2014年６月	同行　執行役員 融資統括部長
2014年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　リスク管理部ゼネラルマネージャー
2015年６月	株式会社東京都民銀行　執行役員 日本橋支店長
2016年７月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　営業戦略部部長 株式会社東京都民銀行　執行役員 営業統括部長
2017年６月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役 営業戦略部部長 株式会社東京都民銀行　取締役常務執行役員
2018年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　代表取締役副社長 事業戦略部担当（現職） 株式会社きらぼし銀行　取締役頭取（現職） （現在に至る）

取締役候補者とする理由

当社グループの事業戦略部門、営業・融資部門等の業務経験ならびに、当社副社長及びきらぼし銀行頭取としての経営経験を豊富に有しております。当社グループの経営管理を適切に行う事のできる高い能力と、広い見識を活かすことにより、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。

3 北川（きたがわ） 嘉一（よしかず）

再　任

■**生年月日：**1961年９月３日生

■**所有する当社の株式数：**普通株式 1,300株

■**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1984年４月	八千代信用金庫入庫
2006年10月	株式会社八千代銀行　自由が丘支店長
2010年４月	同行　府中支店長
2013年４月	同行　神田支店長
2014年４月	同行　執行役員 神田支店長
2016年４月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　営業戦略部長 株式会社八千代銀行　執行役員 営業統括部長
2017年４月	同行　執行役員 営業推進本部長兼営業統括部長
2017年６月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役 営業戦略部長 株式会社八千代銀行　取締役常務執行役員 営業推進本部長
2018年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　代表取締役副社長 システム統合準備室担当（現職） 株式会社きらぼし銀行　取締役副頭取（現職） （現在に至る）

取締役候補者とする理由

2016年４月に当社グループの営業戦略部門を担当、また、2017年６月に取締役に就任、2018年５月からはシステム統合準備室等を担当しております。2018年５月には当社の子会社である株式会社きらぼし銀行の副頭取に就任しております。当社グループの営業体制構築等で中心的な役割を担うことが期待され、取締役候補者といたしました。

4 野邊田（のべた） 覚（さとる）

新　任

■**生年月日：**1960年８月24日生

■**所有する当社の株式数：**普通株式 4,411株

■**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1984年４月	株式会社日本興業銀行入行
2002年４月	株式会社みずほ銀行　業務企画部次長
2003年７月	同行　経営企画部次長
2007年４月	株式会社みずほコーポレート銀行　コンプライアンス統括部次長
2010年４月	同行　資産監査部長
2012年４月	株式会社東京都民銀行　外為営業部部長 （株式会社みずほコーポレート銀行より出向）
2013年４月	同行入行　外為営業部長
2014年６月	同行　取締役執行役員　事務統括部長
2016年４月	同行　常務取締役
2016年６月	株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ　取締役
2017年６月	株式会社東京都民銀行　専務取締役
2018年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　取締役
2018年６月	同社　常勤監査役（現職） （現在に至る）

取締役候補者とする理由

グループ戦略部門や合併準備室、リスク管理部門等の豊富な業務経験、ならびに常勤監査役としての経営の監督にかかる豊富な経験を有しております。同氏の経験等を経営の監督に活かし、コーポレートガバナンスを強化し、当社グループの企業価値向上への貢献が期待できるため、取締役候補者といたしました。

5 常久（つねひさ） 秀紀（ひでのり）

再　任

■**生年月日：**1963年２月12日生

■**所有する当社の株式数：**普通株式 3,000株

■**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1987年４月	株式会社三菱銀行入行
1994年11月	同行　シカゴ支店 アシスタント バイスプレジデント
2001年２月	プライスウォーターハウスクーパースコンサルタント株式会社　マネージャー
2004年４月	株式会社新銀行東京入行
2007年４月	同行　企画グループ 担当部長
2008年８月	同行　執行役
2009年６月	同行　執行役員
2014年６月	同行　取締役執行役員
2015年６月	同行　代表取締役社長執行役員
2016年４月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　取締役
2018年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　取締役 経営企画部、事業戦略部連携推進室担当（現職） 株式会社きらぼし銀行　専務取締役（現職） （現在に至る）

取締役候補者とする理由

2016年４月に取締役に就任、2018年５月からは経営企画部門を担当しており、業務並びに経営の経験も豊富であります。当社グループの経営に関する重要課題の決定において、その経験や知見を活かすことにより、取締役会における意思決定機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者といたしました。

6 三浦（みうら） 隆治（りゅうじ）

再　任　社外取締役候補者　独立役員

■生年月日：1968年５月５日生

■所有する当社の株式数：普通株式 －株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1995年11月	中央監査法人入所（合併により中央青山監査法人に名称変更）
2001年３月	金融庁監督局総務課金融危機対応室課長補佐として出向
2003年10月	中央青山監査法人復職
2004年10月	三浦公認会計士事務所開業 リーガル・アソシエイツ株式会社　パートナー
2006年７月	L.A.コンサルティング株式会社　取締役
2011年６月	株式会社八千代銀行　社外監査役
2012年６月	青梅信用金庫　監事（員外）（現職）
2014年６月	株式会社八千代銀行　社外取締役
2014年10月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　社外取締役
2016年４月	株式会社MeUアドバイザーズ　代表取締役（現職）
2018年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　社外取締役（現職）
2019年３月	株式会社bitFlyer　社外取締役（現職）
2019年５月	株式会社bitFlyer Blockchain　社外監査役（現職） （現在に至る）

社外取締役候補者とする理由

公認会計士としての高度な専門的知識に加え金融行政当局での勤務経験も有しています。また企業経営者としても豊富な経験を有し、同氏の経営における高い見識を当社のコーポレート・ガバナンスの向上に反映できるものと判断し社外取締役候補者といたしました。

7 髙橋（たかはし）　ゆき

再　任　社外取締役候補者　独立役員

■**生年月日：**1969年４月25日生

■**所有する当社の株式数：**普通株式 －株

■**略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

2003年12月	株式会社ベアーズ入社　専務取締役
2009年７月	一般社団法人東京ニュービジネス協議会　理事
2013年８月	一般社団法人全国家事代行サービス協会　副会長
2016年10月	株式会社ベアーズ　取締役副社長（現職）
2017年６月	株式会社東京TYフィナンシャルグループ　社外取締役
2018年４月	一般社団法人東京ニュービジネス協議会　副会長（現職）
2018年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　社外取締役（現職）
2019年４月	一般社団法人全国家事代行サービス協会　会長（現職） （現在に至る）

社外取締役候補者とする理由

家事代行サービス事業者の経営者を務め、また女性の活躍推進、暮らし方改革、新事業創造などに対する豊富な経験から各種団体の要職も務めております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループの商品・サービス向上に反映できるものと判断し社外取締役候補者といたしました。

8 西尾（にしお） 昇治（しょうじ）

再　任　社外取締役候補者　独立役員

■生年月日：1952年５月13日生

■所有する当社の株式数：普通株式 －株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年３月	東京商工会議所入所
2006年４月	同所　中小企業再生支援部長
2009年４月	同所　中小企業部長
2010年12月	同所　理事待遇　中小企業部長
2012年４月	同所　理事　中小企業部長
2013年12月	同所　理事　事務局長
2016年６月	同所　常務理事（現職）
2016年６月	東京フットボールクラブ株式会社　社外監査役（現職）
2019年５月	株式会社世界貿易センタービルディング　社外監査役（現職）
2019年６月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　社外取締役（現職）（現在に至る）

社外取締役候補者とする理由

東京商工会議所で常務理事を務め、中小企業再生支援部長、中小企業部長を歴任、中小企業に対する経営相談、再生支援、事業承継等に関する経験を豊富に有しております。当社グループでは、同氏の知見を当社グループ取引先に対する経営支援、サービス向上の施策に活かせるものと判断し社外取締役候補者といたしました。

（注）1. 各取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 三浦隆治氏、髙橋ゆき氏及び西尾昇治氏は、社外取締役候補者であります。
3. 三浦隆治氏、髙橋ゆき氏及び西尾昇治氏の社外取締役の在任期間は本定時株主総会終結の時をもってそれぞれ5年9ヶ月、3年、1年となります。
4. 社外取締役候補者との責任限定契約について
当社と、三浦隆治氏、髙橋ゆき氏及び西尾昇治氏との間で既に責任限定契約を締結しており、社外取締役に再任された場合は引続き効力を有するものであります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・責任限定契約の内容の概要
当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
5. 当社は、三浦隆治氏、髙橋ゆき氏及び西尾昇治氏が社外取締役に選任された場合は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員の届出を行う予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

現在の監査役真壁幹夫氏及び野邊田覚氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任いたします。つきましては、両名の補欠として監査役２名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、同２名が監査役として選任された場合の任期は、当社定款第34条の規定により退任される監査役の残任期間となりますので、真壁氏の補欠となる香西由起夫氏、野邊田氏の補欠となる奈良田徹氏の任期は共に2022年定時株主総会終結の時までとなります。

また、本議案については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名		現在の当社における地位
1	香西（かさい）　由起夫（ゆきお）	新　任	
2	奈良田（ならた）　徹（とおる）	新　任	取締役

1 香西（かさい） 由起夫（ゆきお）

新　任

■生年月日：1957年９月26日生

■所有する当社の株式数：普通株式 2,839株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

1980年４月	株式会社東京都民銀行入行
2002年５月	同行　武蔵小山支店長
2005年４月	同行　業務監査部コンプライアンス統括室副室長
2005年10月	同行　コンプライアンス統括室副室長
2007年７月	同行　リスク統括部コンプライアンス室長
2009年７月	同行　リスク統括部副部長兼コンプライアンス室長
2011年７月	同行　参与　リスク統括部副部長兼コンプライアンス室長
2013年６月	同行　参与　リスク統括部長兼法務室長
2014年10月	同行　参与　リスク統括部長兼人事部付参事役 株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ　リスク管理部部長
2016年６月	株式会社東京都民銀行　常勤監査役
2018年５月	株式会社きらぼし銀行 常勤監査役（現職） (現在に至る)

監査役候補者とする理由

株式会社東京都民銀行において、2013年６月にリスク統括部長、2016年６月に常勤監査役、当社子会社である株式会社きらぼし銀行の設立以来、常勤監査役を歴任し、企業監査に関する深い知識・見識及び経験を有しており、当社グループの経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たせるものと考え、監査役候補者といたしました。

2 奈良田（ならた） 徹（とおる）

新　任

■**生年月日：**1960年７月10日生

■**所有する当社の株式数：**普通株式 2,100株

■**略歴、地位及び重要な兼職の状況**

1983年４月	八千代信用金庫入庫
2008年４月	株式会社八千代銀行　資産査定部長
2013年４月	同行　審査部長
2014年10月	株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ リスク管理部ゼネラルマネージャー
2015年４月	株式会社八千代銀行　融資統括部長
2016年４月	同行　執行役員　融資統括部長
2017年６月	株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ　取締役 株式会社八千代銀行　取締役常務執行役員 融資統括部長
2018年５月	株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ　取締役 リスク管理部担当（現職） 株式会社きらぼし銀行　専務取締役（現職） (現在に至る)

監査役候補者とする理由

2014年の当社設立以来、リスク管理部を担当、また、2017年６月に取締役に就任し、リスク管理全般における豊富な業務経験を有しております。その経験と知見を活かし、当社のグループ経営の妥当性・適正性を確保するための役割を果たせるものと考え、監査役候補者といたしました。

（注）各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　補欠監査役１名選任の件

2019年6月27日開催の定時株主総会において、補欠監査役に選任された遠藤賢治氏の選任の効力は、本定時株主総会開始の時までとされておりますので、監査役の法定数を欠くこととなる場合に備え、補欠の社外監査役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

遠藤（えんどう）　賢治（けんじ）

再　任　補欠監査役候補者　独立役員

■生年月日：1965年５月５日生

■所有する当社の株式数：普通株式　－株

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

1998年３月	最高裁判所司法研修所修了
1998年４月	弁護士登録（東京弁護士会）
1999年３月	石原総合法律事務所入所
2008年１月	遠藤法律事務所開業 （現在に至る）

補欠の社外監査役候補者とする理由

弁護士として豊富な経験と専門的知識を有し、企業法務に精通されていることから、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、その専門的な知見を当社の監査に反映していただくため補欠の社外監査役候補者といたしました。

（注）1. 選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取消すことができるものとさせていただきます。
2. 補欠の社外監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 遠藤賢治氏は補欠の社外監査役候補者です。
4. 補欠の社外監査役候補者との責任限定契約について
遠藤賢治氏が社外監査役に就任した場合は、同氏と当社との間で責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
・責任限定契約の内容の概要
当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結できる旨が定款に定められており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。
5. 当社は、遠藤賢治氏が社外監査役に就任した場合は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員の届出を行う予定であります。

以　上

（ご参考）

１．取締役・ＣＥＯ候補者及び監査役候補者の資格及び指名・解任手続

当社は、当社グループの取締役の人事・報酬の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数以上を占める任意の「指名・報酬協議会」を設置し、取締役の選解任や業績連動型報酬制度を含む報酬額等について検討した上で、当社の取締役会において取締役の人事・報酬について決定する体制・手続を整備しております。

（１）取締役・ＣＥＯ及び監査役の資格

①当社及び子銀行の取締役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観を有する者でなければならないとしております。

②当社及び子銀行のＣＥＯは、取締役の中から、ＣＥＯとしての職務・職責を適切に果たすことができる者を選定することにしております。

③当社及び子銀行の監査役は、優れた人格・見識・能力及び豊富な経験並びに高い倫理観に加え、必要な財務・会計・法務に関する知識を有する者でなければならないとしております。

（２）取締役・ＣＥＯ及び監査役の指名手続

①当社の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上決定しております。

②子銀行の取締役候補者は、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に子銀行の取締役会で審議の上決定しております。

③当社及び子銀行のＣＥＯは、各社の取締役の中から、ＣＥＯの資格を踏まえ、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果を基に当社または子銀行の取締役会で審議の上決定しております。

④当社の監査役候補者は、当社の監査役会の同意を得た上で、当社の取締役会において審議の上決定しております。

⑤子銀行の監査役候補者は、子銀行の監査役会の同意を得た上で、子銀行の取締役会において審議の上決定しております。

（３）取締役・ＣＥＯの解任手続

①当社及び子銀行の取締役の解任提案にあたっては、以下の解任基準を踏まえた上で、「指名・報酬協議会」において検討を行い、検討結果をもとに各社の取締役会で審議の上決定します。

＜取締役の解任基準＞

ⅰ）反社会的勢力との関係が認められる等の公序良俗に反する行為を行った、または、公序良俗に反すると認められる場合

ⅱ）法令または定款その他当社グループの規程に違反し、当社グループの企業価値を著しく毀損した場合

ⅲ）職務執行に著しい支障が生じた場合

ⅳ）取締役の資格に定める資質が認められない場合

②当社及び子銀行のＣＥＯの解任提案にあたっては、取締役の解任基準を踏まえた上で、原則、「指名・報酬協議会」において検討を行い、各社の取締役会で審議の上決定します。

（4）候補者の選定及び解任の諮問結果の取り纏め
「指名・報酬協議会」が、取締役・ＣＥＯ候補者の選定並びに解任の検討を行う際には、対象者個々の人材の把握を、必要に応じて委員が直接行うほか、子銀行の内部評価資料等を活用の上、検討結果を取り纏めることとしております。

2．社外役員の独立性に関する基準

当社グループは、社外取締役及び社外監査役の候補者の独立性に関しては以下の基準に基づき判断しております。

1．（1）当社グループの業務執行取締役、執行役員、または支配人その他の使用人（以下、併せて「業務執行者等」という）ではなく、かつ、その就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
ただし、社外監査役候補者の場合は、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役（注１）であったことがないことを要件に加える。
（2）社外取締役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの非業務執行取締役、監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等であったことがないこと。
社外監査役候補者においては、その就任の前10年間に当社グループの監査役であったことがある者については、その役職への就任の前10年間に当社グループの業務執行者等または非業務執行取締役であったことがないこと。
（3）当社グループの役員等（注２）および支配人その他の重要な使用人（役員等に該当する者を除く）の配偶者または二親等以内の親族でないこと。

2．当社の主要株主（注３）である者、または当社グループが主要株主である会社の役員等または使用人（役員等に該当するものを除く）ではないこと。

3．（1）当社グループを主要な取引先（注４）とする者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近３年間においても業務執行者等ではなかったこと。
（2）当社グループの主要な取引先である者、またはその親会社もしくは重要な子会社ではなく、また、それらの者が会社である場合における当該会社の業務執行者等ではなく、最近３年間においても業務執行者等ではなかったこと。
（3）当社グループから一定額（過去３年間の平均で年間1,000万円、または当該組織の平均年間総費用の30％のいずれか大きい額）を超える寄付等を受ける組織の社員等でないこと。

4．当社グループから役員等を受け入れている会社、またはその親会社もしくはその子会社の役員等ではないこと。

5．現在、当社グループの会計監査人または当該会計監査人の社員等ではなく、最近３年間、当該社員等として当社グループの監査業務を担当したことがないこと。

6．弁護士、公認会計士、その他のコンサルタント等であって、役員報酬以外に当社グループから過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ていないこと。また、当社グループを主要な取引先とする法律事務所等のアドバイザリー・ファーム（過去３事業年度の平均で、その連結売上高の２％以上の支払いを当社グループから受けたアドバイザリー・ファーム）の社員等ではないこと。

7．その他、当社の一般株主全体との間で上記にて考慮されている事由以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（注１）「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう。
（注２）「役員等」とは、取締役（社外取締役を含む）、監査役（社外監査役を含む）、執行役員、相談役、顧問をいう。
（注３）「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において総議決権の10％以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。
（注４）「主要な取引先」は、直近事業年度における年間連結総売上高（当社の場合は年間連結経常収益）の２％以上を基準に判定。

以　上

添付書類

第６期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告

１　当社の現況に関する事項

（1）企業集団の事業の経過及び成果等

①企業集団の主要な事業内容

当社グループは、当連結会計年度末現在、持株会社である当社のほか、株式会社きらぼし銀行（以下、「きらぼし銀行」といいます。）、東京きらぼしリース株式会社（以下、「東京きらぼしリース」といいます。）を含む連結子会社15社及び関連会社（持分法適用関連会社）１社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、コンサルティング業務、クレジットカード業務、などの幅広いサービスを提供しております。

当連結会計年度において、グループ経営の強化を図る観点から、当社連結子会社のきらぼし銀行は持分法適用関連会社である東京きらぼしリースを2019年５月28日に連結子会社にするとともに、2019年６月20日に持分比率を100%に引き上げました。

また、2019年８月１日付で、きらぼし銀行の連結子会社である東京きらぼしリース、きらぼしシステム株式会社（以下、「きらぼしシステム」といいます。）及びきらぼしJCB株式会社（以下、「きらぼしJCB」といいます。）を当社の完全子会社としました。

さらに、東京圏の中小企業の皆さまにとって、アジア地域が国内の延長線上として重要性を増してきていることから、2019年８月９日付で、ベトナム・ホーチミン市に当社連結子会社のきらぼし銀行が100%出資するKIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITEDを設立しました。

このほか、お客さま本位の業務運営をさらに進め、これまで以上にお客さまの運用ニーズに応えられる商品ラインナップやサービスを提供できるようにするため、2019年12月27日付で、当社の完全子会社としてきらぼし証券準備株式会社を設立し、2020年８月に「きらぼしライフデザイン証券株式会社」に商号変更の上、開業を予定しております。

②金融経済環境

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調が持続しましたが、年度後半における新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う世界的なサプライチェーンの崩壊やインバウンド需要の落ち込み等により大きな影響を受けはじめています。こうしたことを背景に、製造業の生産活動が停滞したほか、外出自粛などにより、飲食業をはじめ、観光産業や小売業、サービス業を中心に影響が拡大し、企業の資金繰りが社会的問題として深刻化しました。また、個人消費は消費税増税後の減少から徐々に回復していましたが、新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない状況のもと、雇用・所得への不安から大幅な下振れが懸念されています。

当社グループの主な営業エリアである東京圏の中小企業の景況は、新型コロナウイルス感染症の影響による第32回オリンピック競技大会（2020/東京）等大規模イベントの延期のほか、外出自粛など

による小売店や飲食店の休業、また、これに伴う不動産業をはじめ他の業種への影響等により、景気が大幅に後退するものと予想され、先行きは極めて不透明な状態が続くと想定されます。

③企業集団の事業の経過及び成果

こうした経済環境の下、当社グループでは、2020年度を最終年度として策定した中期経営計画「スタートアップ☆きらぼし」の主要施策として、「コンサルティング機能の充実」、「対話により選ばれ、信頼される人材の育成」、「お客さまとの接点強化を図るための業務改革」の３つを推進しております。また、「対話」を起点としたビジネスモデルの構築によりお客さまから「ファーストコール」をいただける金融グループを目指して、さまざまな取組みを展開しております。

（中期経営計画の進捗）

中期経営計画の主要施策の１つ目の「コンサルティング機能の充実」では、営業体制の強化に取り組んでまいりました。2019年１月に専門的で高度な金融サービス機能の提案を強化するためSF部を新設し、４月に医療福祉分野の専門部署を統合するなど機能強化を図り、本業支援等を通じて多角的にサポートできる体制を構築しております。また、10月に法人新規開拓チームを設置し、お客さまの多様なニーズに機動的にお応えする取組みを強化しました。

営業拠点につきましては、お客さまの利便性に配慮しつつ、2018年５月１日に株式会社東京都民銀行（以下、「東京都民銀行」といいます。）、株式会社八千代銀行（以下、「八千代銀行」といいます。）、株式会社新銀行東京（以下、「新銀行東京」といいます。）の３行が合併したことによる統合効果を最大限発揮すべく集約を進めておりますが、2019年４月に開設した「川崎法人営業オフィス」のような、地域特性やお客さまのニーズに合致する形態での新規拠点の開設も引き続き検討してまいります。こうした取組みにより、お客さまとの「対話」を通じて課題解決に向けた提案を行い、お客さまから「ファーストコール」をいただき、結果としてお客さまとの共通価値を創造することができる営業体制を一層進化させてまいります。

また、東京圏の中小企業のお客さまにとって、海外、特にアジア地域でのビジネス展開が重要性を増しており、海外サポートの強化にも取り組んでまいりました。具体的には、海外現地ファンドへの出資によりお客さまの海外バイアウトやアライアンスのニーズにお応えするほか、ビジネスに有用な情報収集を図るべく、2019年７月にシンガポールの現地ファンドへの出資や人材派遣を実施しました。さらに、同月には東南アジアに122拠点（2019年12月時点）を有する韓国の新韓金融グループの日本現地法人である株式会社SBJ銀行との業務提携を開始し、９月に株式会社エイチ・アイ・エスとのビジネスマッチング契約を締結しました。このほか、中国上海のコンサルティング子会社に加え、10月に、ベトナム・ホーチミン市に現地法人を開設するなど体制を強化しております。

外部機関との連携についても、さらなる強化を図ってまいりました。中小企業の皆さまのサポート

を通じて地域社会の持続的な発展に寄与することを目的に、2019年８月に神奈川県相模原市と「包括連携に関する協定」、10月に東京都稲城市と「中小企業等支援に関する包括協定」を締結しました。また、地域の中小企業へのICTコンサルティングサービスの提供を図るべく、９月にfreee株式会社との業務提携も行いました。

また、2019年11月に東京都が中心となって開催された「産業交流展2019」に出展し、「創業といえば『きらぼし銀行』」をテーマとする中で、当社グループが創業のお手伝いや創業期からサポートしている女性経営者が活躍する企業10社の展示コーナーも設置しました。

このほか、信託兼営銀行であるきらぼし銀行では、高齢者を狙った特殊詐欺被害等が社会問題となっていることを踏まえ、2020年１月より個人向け商品として新しい信託商品「長生きサポート信託『まもりぼし』」の取扱いを開始いたしました。

これらの結果として、中期経営計画の目標計数としている「ファーストコール先（本業支援の提案を行った先数及びライフプランの支援にかかる提案を行った先数）」につきましては、年間目標を大きく上回る実績となりました。

２つ目の「対話により選ばれ、信頼される人材の育成」では、お客さまの悩みや課題に寄り添い、その悩みや課題を解決できる人材として、「きらぼしびと」（お客さまから信頼され、お客さまの立場に立って“考動”でき、その結果として成功を体験できる人材）の育成に努めてまいりました。

具体的には、OJTを通じた金融や業務の基礎能力の教育や各種の研修プログラム、自ら進んで変革に挑戦する人材育成のためのプロジェクトに加え、行政機関、経済団体、海外の銀行等さまざまな外部機関への派遣も行っております。また、2019年４月に生活環境を安定させながら競技生活に集中したいと考えるトップアスリート２名を採用したほか、外国人の採用を進めるなど、多様な人材の育成・活用にも努めております。

さらに、人事改革の一環としてキャリアデザインを支援するために１on１ミーティングや360度評価等を試行しております。

３つ目の「お客さまとの接点強化を図るための業務改革」では、職員がお客さまや地域との「対話」を通じて課題解決に取り組む時間を創出するための業務改革を実施してまいりました。「業務改革を通じた仕事価値改革プロジェクト」に基づき、店頭・営業事務の効率化や帳票類の簡素化に取り組み、一部営業店での帳票類のペーパーレス化に向けた試行など生産性向上に伴うお客さまの利便性向上に資する取組みを開始いたしました。

また、働き方改革については中期経営計画で掲げた３つの主要施策とともに重要課題と位置づけ、「生産性向上による長時間労働の削減」、「モチベーションの向上」、「ワーク・ライフ・バランス」の実

現を主軸に取り組んでおります。具体的には、仕事と家庭の両立や働くことに希望を持ち、意欲を持って働けるように、女性職員のための情報交換会「Woman's Inclusion 」や、女性の社外取締役、他社との交流会などを通じ、悩みの共有、仕事への向き合い方について対話を実施しております。また、テレワークや時差勤務、フレックスタイム制の試行開始など時間や場所に捉われない柔軟な働き方の実現に向けて取り組んでおります。

さらに、青山オフィス（青山本店）１階スペースの有効活用の一環として、創業者・起業家等向けに「コワーキングスペース」の開設を予定しています。

このほか、統合効果を早期に最大化するため、2020年３月に本部拠点のひとつである新宿オフィスビルを売却しております。本売却に合わせ、業務効率化をさらに推進するためのモバイル端末・スマートフォンの整備やグループウェアの構築、フリーアドレス化、ペーパーレス化への取組みに向けた戦略的投資を実施しました。この結果、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で、テレワーク等により業務継続に向けた対応力の強化を図ることができました。

（新型コロナウイルス感染症への対策）

経済情勢の面では、2020年に入り、新型コロナウイルスの感染が拡大し、人とモノ、サービスの動きが停滞する等、事業・生活環境は厳しさを増しております。

新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けられた皆さまには、謹んでお見舞い申し上げます。

経済情勢が悪化する中で、金融機能のより一層の発揮が求められており、お客さまや職員の健康・安全に最大限配慮し、外出自粛への対応を踏まえつつ、同一業務従事者の同時感染リスクを軽減していくことで、業務継続できる態勢を構築しています。

特に、中小企業の資金繰りや業況の急激な悪化に対する支援体制を強化し、2020年２月に緊急融資制度を創設するなど積極的な対応を図ってまいりました。

（基幹系システムの統合）

また、2020年５月６日には、合併後も併用していた２つの基幹系システムを統合いたしました。この過程において、商品・サービスの変更やATM等のサービスを一次休止するなど、お客さまにはご不便をおかけしましたが、皆さまのご理解とご協力を賜り、システム統合を完了することができ、きらぼし銀行のすべての店舗で共通したサービスをご利用いただけるようになりました。今後は、利便性の高い商品・サービスをより迅速にご提供することが可能となり、皆さまのニーズに幅広くお応えしてまいります。

当社グループは、統合効果を最大限に発揮し、東京圏の地域金融の担い手として一層真価を発揮すべく、「金融にも強い総合サービス業」を目指し、お客さま本位の業務運営をさらに発展させてまいります。

(当社グループの業績)

当社グループの連結業績につきましては、以下のとおりとなりました。

経常利益につきましては、前期比11億円減少し23億円となりましたが、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比27億円増加し76億円となりました。

なお、当連結会計年度においてリース会社等が完全子会社となったことから、前年度とは連結範囲を変更しております。

当連結会計年度の普通株式の配当につきましては、継続的かつ安定的な配当を実施する方針のもとで、１株当たり60円（中間配当30円実施済、期末配当30円）を実施することといたしました。

なお、業績の主な増減要因につきましては、以下の主要な子会社である「(きらぼし銀行の業績)」に記載しております。

(きらぼし銀行の業績)

経常利益につきましては、経常収益が前期比45億円増加し837億円となった一方で、経常費用は前期比42億円増加し789億円となり、その結果として前期比３億円増加し47億円となりました。

その要因につきましては、以下のとおりとなります。

経常収益につきましては、有価証券利息配当金が減少したものの、貸出金利息の増加や法人役務の増加による役務取引等収益等が増加したこと、国債等債券売却益を70億円計上した結果、前期比45億円増加しました。

一方で、経常費用につきましては、合併による経費削減効果により営業経費は前期比23億円減少したものの、取引先の不適切な会計処理によるデフォルトの発生や新型コロナウイルス対策つなぎファンド設定に伴う予防的引当等により与信費用が前期比71億円増加した結果、前期比42億円増加しました。

当期純利益につきましては、新宿オフィスビル譲渡等統合効果の具現化もあり、特別損益を45億円計上したため、前期比29億円増加し86億円となりました。

貸出金の期末残高は、中小企業向け貸出金を中心に、前期末比737億円増加し３兆7,698億円となりました。また、預金の期末残高は、前期末比1,105億円増加し４兆6,495億円となりました。

【きらぼし銀行（単体）の業績及び預貸金期末残高】（単位：億円）

	2018年度	2019年度	増　減
コア業務純益	130	155	25
与信費用	43	114	71
有価証券関係損益	15	52	37
経常利益	44	47	3
特別損益	△1	45	46
当期純利益	57	86	29
（連結）			
経常利益	56	57	1
親会社株主に帰属する当期純利益	64	96	32

	2018年度	2019年度	増　減
貸出金	36,961	37,698	737
預金	45,390	46,495	1,105

（注）1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2018年度の計数には、東京都民銀行及び新銀行東京の2018年４月１日から2018年４月30日までの計数を含んでおります。

④企業集団の対処すべき課題

当社グループが営業基盤とする東京圏は、当面は人口増加が続く等リテール層の基盤が厚い地域であるとともに、多様な中小企業が集積する全国一の経済力を有する豊かなマーケットであります。こうした優位性を活かしていくためには、合併を経た地銀グループとして、シナジー効果を最大限に発揮し生産性を高めること、そして、お客さまとの「質」の高い接点を持ち、「真」のニーズを把握することで、課題解決に向けた情報提供や提案を通じお客さま満足度の向上につなげる等、お客さまに喜んでいただける総合サービス業へと進化していくことが喫緊の課題であると考えております。

2020年度以降につきましては、経営環境の変化も踏まえつつ、以下の項目について重点戦略としております。

（経済情勢悪化の中での金融仲介機能及びコンサルティング機能の強化）

- 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う経済情勢悪化の中での、企業への金融支援機能の強化（緊急融資制度の推進、「融資相談窓口」の拡充、行政機関や公的金融機関との連携、制度融資の活用など）

●金融支援とともに経済環境の変化の中での企業の事業活動に対するグループを挙げたコンサルティング機能やサポート力の強化

（質の高いサービスの提供と収益の最大化）

《経営資源の再配分・最適化》

●お客さまの満足度向上に向けた店舗体制・営業体制の見直し

・お客さまの利便性に配慮しつつ、地域重複店舗を中心とした店舗内店舗形態での拠点の集約や、お客さまのニーズや地域特性に応じた法人営業オフィスや個人特化型店舗等を設置してまいります。

・地域・お客さまとの「対話」を通じて地域特性に応じたニーズにスピード感を持って対応できる営業体制を構築してまいります。

《業務改革による生産性の向上》

●システム統合が完了し一体運営が可能となったことから、以下の３つの業務改革を進めることで、総人員のスリム化など生産性の向上を図ってまいります。

営業店業務の改革	店頭業務の電子化、事務の集中化、タブレット端末を活用した手続きの導入（2020年度から次世代店舗試行）
本部事務の改革	ペーパーレスの徹底、RPAによる事務時間の削減効率化
新しい働き方の改革	テレワーク・フレックスタイム制、時差出勤等の推進

《本部営業強化に向けたお客さまサービス部門への人的資源の再配置》

本部人員を営業部門に再配置すること等により総人員のスリム化を図りつつ、グループの経営資源を適切に配分しながらシナジー効果を向上させ、企業価値と収益力の最大化を図ってまいります。

《デジタル化によるお客さま利便性の向上》

●対話による営業に加え、デジタル化・非対面チャネルの強化によりお客さまの利便性を向上させ、対面サービスと同様の付加価値を提供できるように努めてまいります。

●デジタル戦略については、より高いセキュリティを実現しながら、API連携を活用したお客さまの生活利便性の向上や口座の付加価値向上を図ってまいります。

《グループ経営の強化を通じたビジネスモデルの進化と企業価値の向上》

- 当社グループでは、きらぼし銀行を中心に、戦略的に設立したコンサルティング会社、キャピタル会社、フィンテック会社や、今年度に開業予定である証券会社、完全子会社としたリース会社やクレジットカード会社等を通じ、お客さまに真にお役に立てるグループを目指しております。
- グループ会社各社のバックオフィス業務(人事・総務・経理業務等）の集約等の検討を通じ、グループ全体の企業価値をより向上させてまいります。

法人	グループ会社一体による専門性の高い金融サービスのさらなる強化（コンサルティング営業や事業性評価によるメイン化・本業支援、海外支援、ストラクチャードファイナンス、リース取引の活用）
個人	フィデューシャリー・デューティーを踏まえたお客さま本位に徹した営業活動の実践 新設する証券子会社における質の高いサービスの提供
グループ価値向上	グループ連結利益及び連単倍率の向上
商社機能の発揮	事業承継、企業間同士の販路拡大、海外進出支援、相続のご相談など中小企業や個人のお客さまをつなぐコーディネータ機能を発揮し、首都圏における商社機能の強化
その他	行政と連携した地域社会への貢献

（経営環境変化への適切な対応とグループ経営管理の強化）

《コーポレート・ガバナンス》

コーポレート・ガバナンスを経営の最重要課題の一つとして捉え、社外役員・外部有識者の知見も活用した上でグループ経営管理態勢や監督機能の強化を進めるとともに、業務運営に際し透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うためコーポレート・ガバナンス機能の充実を図り、持続的な企業価値の向上に努めてまいります。

《リスク管理》

適切なグループ経営管理のもと、グループ全体としての各種リスクの的確な管理に努めております。また、リスク・アペタイト・フレームワークの試行を開始し、収益・リスク・資本のバランスの取れた持続的成長に努めております。

グループ各社の健全かつ適切な業務運営を確保する中で、信用リスクについては、与信先の業況変化を早期に把握し適切な対応を行うために、予兆管理を強化するための部署を、新たに設置しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、企業収益及び資金繰りが一層厳しさを増すことが予想されます。当社グループとしては、確りと金融機能を果たしつつ、お客さまとのリレーションを強化するとともに、モニタリングを通じて事業支援を図ってまいります。

《コンプライアンス》

法令遵守を経営の最重要課題の一つとして位置づけ、コンプライアンス重視の企業風土の醸成を進めることで、業務の健全性と適切性の確保に努めております。

こうした中で、2019年６月にきらぼし銀行の元行員による不祥事件（現金着服事件）が発覚いたしました。被害に遭われたお客さまをはじめ、お取引いただいているお客さま、株主の皆さま並びに地域の方々にご迷惑とご心配をお掛けしたことを心よりお詫び申し上げます。2018年７月に発覚した同行元行員による現金着服事件に対して、行動指針の改定や内部通報制度の周知・徹底など再発防止策を講じてきたにもかかわらず、今回の事件が発覚したことを役職員一同厳粛に受け止めております。

このような事態を招いたことについて役職員一同深く反省し、「再発防止プロジェクトチーム」を設置し、弁護士や社外監査役等をメンバーに加え、その知見等を活かすとともに、営業担当者の行動規範等を含む抜本的な再発防止策を実施し、信頼回復に向けて全力を挙げて取り組んでおります。

今後とも、株主の皆さまやお客さま、社会から信頼されるグループとして、リスクオーナーシップや企業倫理が徹底・浸透できる態勢の構築をさらに進めてまいります。

（SDGsへの取組み）

CSR経営を実践し、持続可能な地域社会の形成に貢献すべく、「地域経済への貢献」、「地域社会への貢献」、「環境問題への取組み」の３つの行動指針を定め、積極的に取り組んでおります。国内外では、環境・社会・ガバナンスへの取組みを重視しようという考えが浸透しており、ESGやSDGs等、持続可能な社会の構築に向けた経営に対する関心が高まっております。SDGs達成に向けて、当社グループでは2019年５月に「SDGs宣言」を策定し、「環境保全」、「地域社会への貢献」、「お客さまとの共通価値の創造」、「職員の働き方改革と、ダイバーシティの推進」、「株主・投資家との対話」を主要テーマに掲げ、さまざまな商品サービスの提供やCSR活動を通じて「社会的価値」を生み出し、これを当社グループの「経済的価値」に繋げていく取組みが重要であると認識しております。

今後とも、合併によるシナジー・統合効果の最大限の発揮を図りつつ、東京圏という大きな経済力を有する地域を営業基盤とするグループとして、さまざまなサービス活動を展開する中で、企業価値のさらなる向上に向け、役職員一丸となり全力で取り組んでまいります。

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ　企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	830	826	787	940
経常利益	83	47	34	23
親会社株主に帰属する当期純利益	255	36	49	76
包括利益	233	99	44	35
純資産額	2,833	2,910	2,931	2,944
総資産	55,773	54,827	53,732	55,011

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2016年度より新銀行東京を当社の連結子会社とし、スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社を当社の持分法適用関連会社としております。
3. 2017年度より東京都民銀行が新たに設立した子会社、きらぼしテック株式会社を当社の連結子会社としております。また同行の子会社である株式会社とみん経営研究所は、当社が直接出資する完全子会社となり、株式会社きらぼしコンサルティングに商号を変更しております。
4. 2018年度より八千代銀行を存続会社、東京都民銀行及び新銀行東京を消滅会社とする、3行による吸収合併を行い、八千代銀行の商号をきらぼし銀行へ変更しております。また、当社が100%出資するきらぼしキャピタル株式会社を設立し、新たに当社の連結子会社としております。
5. 2019年度より、当社の連結子会社であるきらぼし銀行は持分法適用関連会社である東京きらぼしリース株式会社について連結子会社にするとともに持分比率を100%に引き上げました。また、きらぼし銀行の連結子会社である東京きらぼしリース株式会社及びきらぼしシステム株式会社、きらぼしJCB株式会社は当社が直接出資する完全子会社となりました。また、ベトナム・ホーチミンにきらぼし銀行が100%出資するKIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITEDを設立しました。また、当社が100%出資するきらぼし証券準備株式会社を設立し、2020年8月に「きらぼしライフデザイン証券株式会社」に商号変更の上、開業予定であります。

ロ　当社の財産及び損益の状況

（単位：億円）

			2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
営業収益			32	33	31	61
	受取配当金		21	21	21	51
		銀行業を営む子会社	21	21	21	51
		その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益			2,126百万円	2,187百万円	2,149百万円	5,225百万円
1株当たり当期純利益			円　銭 62　52	円　銭 64　05	円　銭 62　70	円　銭 164　16
総資産			1,960	1,961	1,959	1,991
	銀行業を営む子会社株式等		1,935	1,934	1,934	1,918
	その他の子会社株式等		1	1	2	48

（注）1.　記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2.　2019年度より、当社の連結子会社であるきらぼし銀行は持分法適用関連会社である東京きらぼしリース株式会社を連結子会社にするとともに持分比率を100％に引き上げました。その後、きらぼし銀行の連結子会社である東京きらぼしリース株式会社及びきらぼしシステム株式会社、きらぼしＪＣＢ株式会社は当社が直接出資する完全子会社となりました。また、当社が100％出資するきらぼし証券準備株式会社を設立し、当社の完全子会社としております。

(3) 企業集団の使用人の状況

	当年度末		前年度末	
	銀行業	その他	銀行業	その他
使用人数	2,776人	179人	2,924人	157人

（注）使用人数は就業人員数であり、臨時雇員及び嘱託を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ　銀行業

きらぼし銀行

	当年度末	前年度末
東京都	124店（うち出張所　8）	124店（うち出張所　8）
神奈川県	36　（　2）	36　（　2）
埼玉県	3　（　—）	3　（　—）
千葉県	1　（　—）	1　（　—）
合計	164　（　10）	164　（　10）

（注）上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を31ヵ所（前年度末32ヵ所）、京王電鉄駅構内のATMを22駅（前年度末22駅）に設置しております。

ロ　その他の事業

会社名	主要な営業所等
当社	本社（東京都新宿区）
東京きらぼしリース株式会社	本社（東京都千代田区）
きらぼしシステム株式会社	本社（東京都千代田区）
株式会社きらぼしコンサルティング	本社（東京都港区）
きらぼしＪＣＢ株式会社	本社（東京都台東区）
きらぼしキャピタル株式会社	本社（東京都港区）
きらぼし証券準備株式会社	本社（東京都港区）
きらぼしサービス株式会社	本社（東京都新宿区）
きらぼし信用保証株式会社	本社（東京都千代田区）
八千代信用保証株式会社	本社（神奈川県相模原市）
きらぼしビジネスサービス株式会社	本社（東京都北区）
株式会社きらぼしクレジットサービス	本社（東京都豊島区）
綺羅商務諮詢（上海）有限公司	本社（中国・上海市）
きらぼしテック株式会社	本社（東京都港区）
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED	本社（ベトナム・ホーチミン市）
スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社	本社（神奈川県横浜市）

（注）1.　2019年８月９日付で、きらぼし銀行が100％出資するKIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITEDを設立し、新たに当社の連結子会社となっております。
2.　2019年12月27日付で、きらぼし証券準備株式会社が新たに当社の連結子会社となっております。

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ　設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業	その他	合計
設備投資の総額	3,284	207	3,491

ロ　重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社きらぼし銀行	業務用端末	504
		ソフトウエア	171

ハ　重要な設備の除去等

(単位：百万円)

事業別	会社名	内容	金額
銀行業	株式会社きらぼし銀行	新宿オフィス（土地・建物）	5,048
		動坂ビル(土地・建物)	123

(6) 重要な子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
株式会社きらぼし銀行	東京都港区南青山３－10－43	銀行業	1954年1月８日	百万円 43,734	% 100.00
東京きらぼしリース株式会社	東京都千代田区神田小川町３－３	総合リース業	1975年6月５日	百万円 305	% 100.00
きらぼしシステム株式会社	東京都千代田区神田小川町３－３	電子計算機による情報処理業務の受託、電子計算室運営管理の受託	1980年1月29日	百万円 20	% 100.00
株式会社きらぼしコンサルティング	東京都港区南青山３－10－43	企業経営に関する総合コンサルティングの業務、セミナー、講演会の開催	1984年7月10日	百万円 50	% 100.00

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当社が有する 子会社等の 議決権比率
きらぼしＪＣＢ 株式会社	東京都台東区 東上野１－７－15	クレジットカード業務	1989年 9月25日	百万円 30	% 100.00
きらぼしキャピタル 株式会社	東京都港区 南青山３－10－43	投資事業組合（ファンド）の組成・運営等に関する業務その他上記に附帯または関連する業務	2018年 9月３日	百万円 75	% 100.00
きらぼし証券準備 株式会社	東京都港区 南青山３－10－43	証券業務の開始に向けた準備会社	2019年 12月27日	百万円 3,000	% 100.00
きらぼしサービス 株式会社	東京都新宿区 新宿５－９－２	建物の清掃、保守管理業務、広告宣伝用品等の調達・管理業務	1975年 1月23日	百万円 10	% (100.00)
きらぼし信用保証 株式会社	東京都千代田区 神田小川町３－３	住宅ローン等の保証業務	1977年 7月21日	百万円 760	% (100.00)
八千代信用保証 株式会社	神奈川県相模原市 中央区相模原 ４－６－１	住宅ローン等の保証業務	1983年 11月30日	百万円 342	% (100.00)
きらぼしビジネス サービス株式会社	東京都北区 滝野川３－１－１	メール、回金、事務集中業務	1989年 8月31日	百万円 10	% (100.00)
株式会社 きらぼしクレジットサービス	東京都豊島区 東池袋２－61－３	集金代行業務	1991年 4月12日	百万円 30	% (100.00)
綺羅商務諮詢 （上海）有限公司 （Kiraboshi Business Consulting Shanghai Co., Ltd.）	中国上海市黄浦区 淮海中路９１８号 久事復興大廈 24－Ｃ１室	企業管理コンサルティング業務、貿易情報コンサルティング業務、投資コンサルティング業務	2009年 8月６日	米国ドル 25万 (23百万円)	% (100.00)
きらぼしテック 株式会社	東京都港区 南青山３－10－43	フィンテックを活用したサービスの開発と提供	2017年 11月１日	百万円 50	% (100.00)

会　社　名	所　在　地	主要業務内容	設　立 年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率
KIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED	Unit 6A, Level 6, Saigon Centre Tower 1, 65 Le Loi Street, Ben Nghe Ward, District 1, Ho Chi Minh City, Vietnam	管理コンサルティングサービス、市場調査・世論調査サービス	2019年 8月9日	米国ドル 25万 (26百万円)	% (100.00)
スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい 3－1－1	投資信託委託業務	2014年 11月25日	百万円 300	% 15.00

(注) 1. 「当社が有する子会社等の議決権比率」欄の(　　)欄は、間接議決権比率であります。
2. 綺羅商務諮詢（上海）有限公司の資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。
3. 2019年５月28日付で、きらぼし銀行の持分法適用会社の東京きらぼしリース株式会社を連結子会社とするとともに、2019年６月20日に同行の完全子会社としております。
4. 2019年８月１日付で、きらぼしシステム株式会社、きらぼしＪＣＢ株式会社ならびに東京きらぼしリース株式会社は、当社が直接出資する完全子会社となっております。
5. 2019年８月９日付で、ベトナム・ホーチミン市にきらぼし銀行が100％出資するKIRABOSHI BUSINESS CONSULTING VIETNAM COMPANY LIMITED を設立し、新たに当社の連結子会社となっております。同社の資本金の円換算額は、同社の持分の取得日における為替相場により算出し、百万円未満を切り捨てて表示しております。
6. 2019年12月27日付で、当社が100％出資するきらぼし証券準備株式会社を設立し、新たに当社の連結子会社となっております。
7. 当社に親会社はありませんので、親会社の状況については記載しておりません。
8. スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社は、当社の持分法適用関連会社であります。

重要な業務提携の概況

記載すべき重要な事項はありません。

(7) 主要な借入先

該当ありません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

2019年６月14日付「当社子会社（きらぼし銀行）の本部オフィスの集約に関するお知らせ」及び2019年９月13日付「通期業績予想の修正および特別利益の計上に関するお知らせ」にて公表したとおり、本部の一段の効率化を図るべく、当社連結子会社のきらぼし銀行が所有する新宿オフィスビルを第４四半期に譲渡（売却）したため特別利益を計上しております。

なお、当社は新宿オフィスビルに本店を置いておりますが、同ビルを第三者へ売却したことに伴い、本店を青山オフィスビル（現きらぼし銀行本店所在地）へ移転する予定です。

所在地及び資産の内容	譲　渡　益	現　況
所在地：東京都新宿区新宿五丁目９番２号 土地面積：1,030.24 ㎡ 建物面積：7,440.75 ㎡	約54億円	新宿本店営業部及び 当社本部部署等が利用

※ 譲渡相手先と当社との間に、資本関係、人的関係、若しくは取引関係がある、又は関連当事者であるとして特記すべき事項はございません。

※ 譲渡益は、原状回復費６億円やその他譲渡にかかる費用等を控除した金額を記載しております。

※ 新宿オフィスビル譲渡後におきましても、きらぼし銀行新宿本店営業部・東新宿支店・西大久保支店は引き続き同地にて営業を継続いたします。

【譲渡の日程】

契約締結日：2019年９月13日

物件引渡日：2020年３月31日

2　会社役員に関する事項
(1) 会社役員の状況

(2019年度末現在)

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
坂　本　　隆	取締役会長		
味　岡　桂　三	代表取締役社長 監査部 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役	
渡　邊　壽　信	代表取締役副社長 事業戦略部 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役頭取（代表取締役）	
北　川　嘉　一	代表取締役副社長 システム統合準備室 担当	株式会社きらぼし銀行 取締役副頭取（代表取締役）	
常　久　秀　紀	取締役 経営企画部 事業戦略部連携推進室 担当	株式会社きらぼし銀行 専務取締役（代表取締役）	
奈良田　　徹	取締役 リスク管理部 担当	株式会社きらぼし銀行 専務取締役	
三　浦　隆　治	取締役（社外取締役）	三浦公認会計士事務所 公認会計士 青梅信用金庫 監事（員外） 株式会社MeUアドバイザーズ 代表取締役 株式会社bitFlyer 社外取締役 株式会社bitFlyer Blockchain 社外監査役	
髙　橋　ゆ　き	取締役（社外取締役）	株式会社ベアーズ 創業者 取締役副社長 一般社団法人東京ニュービジネス協議会 副会長 一般社団法人全国家事代行サービス協会 会長	
西　尾　昇　治	取締役（社外取締役）	東京商工会議所 常務理事 株式会社世界貿易センタービルディング 社外監査役 東京フットボールクラブ株式会社 社外監査役	
真　壁　幹　夫	常勤監査役		
野邊田　　覚	常勤監査役		
稲　葉　喜　子	監査役（社外監査役）	稲葉公認会計士事務所 公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役 株式会社東京国際会計 代表取締役 はやぶさ監査法人 代表社員 税理士法人はやぶさ会計 代表社員 株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役	

氏　名	地位及び担当	重要な兼職	その他
東道佳代	監査役（社外監査役）	光和総合法律事務所 パートナー 弁護士 日本郵便輸送株式会社 社外監査役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社 社外取締役	

（注）1. 取締役三浦隆治氏、取締役髙橋ゆき氏、取締役西尾昇治氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役稲葉喜子氏、監査役東道佳代氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役稲葉喜子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役三浦隆治氏、取締役髙橋ゆき氏、取締役西尾昇治氏、監査役稲葉喜子氏、監査役東道佳代氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。

(2) 会社役員に対する報酬等

（単位：百万円）

役員区分	支給人数	当社からの報酬等	当社の子会社からの報酬等
取締役	9名	88（12）	131（68）
監査役	4名	47	—
計	13名	136（12）	131（68）

（注）1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社の取締役が、当社の子会社であるきらぼし銀行の取締役を兼職中に、同行から当社取締役へ支払われた報酬等については、「当社の子会社からの報酬等」の欄に記載しております。
3. 取締役の報酬等には、業績連動型報酬制度にもとづく当期の費用計上額が含まれており、（ ）内書きしております。
4. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 上記のほか、前期の業績連動報酬相当分として１百万円支払っております。また、当社の子会社から前期の業績連動報酬相当分として８百万円支払っております。
6. 取締役及び監査役の報酬については、2015年６月26日開催の第１回定時株主総会において、取締役の報酬等の額を年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、監査役の報酬等の額を年額80百万円以内と決議いただいております。また、上記取締役の報酬限度額とは別枠に、2018年６月28日開催の第４回定時株主総会の決議によって定められた株式報酬等の取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬等の限度額は、３事業年度を対象として合計258百万円であります。

役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬を決定するに当たっての方針としては、当社グループの持続的な成長に向けた健全なインセンティブの一つとして機能するように、基本報酬に加え中長期的な業績と連動する株式交付信託を利用した株式報酬と、短期的な業績に連動する現金報酬の組合わせた報酬としております。

また、取締役の報酬の水準に関しましては、経済や社会の情勢を踏まえ、当社及び当社の子銀行として適切な水準を決定する事としております。

イ．報酬の種類

当社の取締役（社外取締役を除く）が受ける報酬等は、基本報酬であります「月額報酬」と、経営計画の中長期的な目標係数等に連動する株式報酬と経営計画の短期的な目標係数等に連動する現金報酬から構成されます。

但し、社外取締役は、月額報酬のみとしております。

なお、監査役の報酬は月額報酬のみであり、監査役の中立性及び独立性を確保する観点から業績連動型報酬制度の対象となっておりません。

ロ．手続

・当社は、取締役の「人事・報酬」の客観性や透明性を確保するための諮問機関として、「指名・報酬協議会」を設置しております。
「指名・報酬協議会」は、取締役１名及び社外取締役２名にて構成し、委員長は社外取締役が務めております。

・ステークホルダー等に対して納得性のある報酬水準とするために、「指名・報酬協議会」では、形式面及びプロセスの妥当性を含め、当社及び子銀行の取締役報酬額の検討を行い、検討結果を基に当社の取締役会で審議の上、当社取締役の報酬額を決定しております。
子銀行取締役としての報酬額は、「指名・報酬協議会」の検討結果を基に子銀行の取締役会で決定しております。
なお、監査役の報酬額の決定につきましては、株主総会の承認枠の範囲内で、監査役の協議により決定されております。

(3) 責任限定契約

氏　名	責任限定契約の内容の概要
三浦隆治(社外取締役) 髙橋ゆき(社外取締役) 西尾昇治(社外取締役) 稲葉喜子(社外監査役) 東道佳代(社外監査役)	当社は、非業務執行取締役及び監査役と会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できることとしており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

3　社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏　名	兼職その他の状況
三　浦　隆　治 (取　締　役)	三浦公認会計士事務所　公認会計士 青梅信用金庫　監事（員外） 株式会社MeUアドバイザーズ　代表取締役 株式会社bitFlyer　社外取締役 株式会社bitFlyer Blockchain　社外監査役
髙　橋　ゆ　き (取　締　役)	株式会社ベアーズ　創業者　取締役副社長 一般社団法人東京ニュービジネス協議会　副会長 一般社団法人全国家事代行サービス協会　会長
西　尾　昇　治 (取　締　役)	東京商工会議所　常務理事 株式会社世界貿易センタービルディング　社外監査役 東京フットボールクラブ株式会社　社外監査役
稲　葉　喜　子 (監　査　役)	稲葉公認会計士事務所　公認会計士 株式会社はやぶさコンサルティング　代表取締役 株式会社東京国際会計　代表取締役 はやぶさ監査法人　代表社員 税理士法人はやぶさ会計　代表社員 株式会社ディー・エヌ・エー　社外監査役
東　道　佳　代 (監　査　役)	光和総合法律事務所　パートナー　弁護士 日本郵便輸送株式会社　社外監査役 GMOフィナンシャルホールディングス株式会社　社外取締役

（注）1. 社外監査役東道佳代氏の職務上（弁護士）の氏名は、黒澤佳代であります。
2. 当社の子銀行であるきらぼし銀行は、社外監査役の東道佳代氏が所属する光和総合法律事務所に所属する同氏以外の弁護士と個別に契約を締結の上、必要に応じて業務に係る法律相談等を行っており、当該弁護士個人に対して弁護士報酬を支払っておりますが、同法律事務所及び同氏との間に法律事務に関する契約関係はなく、同法律事務所及び同氏に対しては弁護士報酬を支払っておりません。したがって、同氏は当社経営陣からの独立性を有していると判断しております。
3. その他の兼職先と当社の間では、特別な関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
三浦隆治 (取締役)	5年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席	取締役会において、公認会計士の専門的見地から、審議に必要な発言や提言を行っております。 また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員としても、取締役の指名・報酬案について提言を行っております。
髙橋ゆき (取締役)	2年9ヶ月	当事業年度開催の取締役会19回のうち17回出席	取締役会において、一般事業会社の創業・経営者としての経験から、審議に必要な発言や提言を行っております。また、同氏は当社の任意の諮問機関である指名・報酬協議会の委員長としても、取締役の指名・報酬案について提言を行っております。
西尾昇治 (取締役)	0年9ヶ月	取締役選任後に開催の取締役会16回のうち11回出席	取締役会において、中小企業に対する経営相談、再生支援、事業承継等に関する豊富な経験から、審議に必要な発言や提言を行っております。
稲葉喜子 (監査役)	5年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回出席、監査役会13回全てに出席	取締役会及び監査役会において、公認会計士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っております。
東道佳代 (監査役)	5年6ヶ月	当事業年度開催の取締役会19回のうち18回出席、監査役会13回のうち12回出席	取締役会及び監査役会において、弁護士の専門的見地から、審議に必要な発言を行っております。

（注）上記の取締役会の回数には、書面決議による取締役会の回数を含めておりません。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	5名	38	—

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	普通株式	100,000千株
	第1回第一種優先株式	5,000千株
	第2回第一種優先株式	5,000千株
	第二種優先株式	2,000千株
発行済株式の総数	普通株式	30,650千株
	第1回第一種優先株式	750千株
	第二種優先株式	2,000千株
		(自己株式189千株を含む)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	29,332名
第1回第一種優先株式	1名
第二種優先株式	1名

(3) 大株主

普通株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
三井住友信託銀行株式会社	2,290 千株	7.51 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,261	7.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,304	4.28
東京都	1,197	3.93
東京きらぼしフィナンシャルグループ従業員持株会	1,003	3.29
株式会社マースグループホールディングス	590	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	568	1.86
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	541	1.77
株式会社みずほ銀行	509	1.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	374	1.23

（注）1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式を控除して算出し、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

第１回第一種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
三井住友信託銀行株式会社	750 千株	100.00 %

第二種優先株式

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
東京都	2,000 千株	100.00 %

5　当社の新株予約権等に関する事項

当社が、会社法に基づき、当社並びに当社の子会社であるきらぼし銀行の取締役（社外取締役を除く）に対し、職務執行の対価として発行した新株予約権の内容の概要は次のとおりであります。

	新株予約権の割当日	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	発行価額（新株予約権1個当たり）	行使価額（株式1株当たり）	行使期間
第1回新株予約権	2015年8月3日	120個	普通株式 12,000株	388,100円	1円	2015年8月3日から2045年8月2日まで
第2回新株予約権	2016年8月1日	220個	普通株式 22,000株	269,500円	1円	2016年8月1日から2046年7月31日まで
第3回新株予約権	2017年8月1日	151個	普通株式 15,100株	279,500円	1円	2017年8月1日から2047年7月31日まで

(1) 事業年度の末日において当社の取締役（社外取締役を除く）が有している当社の新株予約権等

	新株予約権の個数	目的となる株式の種類及び数	保有人数	保有個数
第1回新株予約権	14個	普通株式　1,400株	2名	14個
第2回新株予約権	45個	普通株式　4,500株	3名	45個
第3回新株予約権	58個	普通株式　5,800株	6名	58個

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

6　会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員　小澤 裕治 指定有限責任社員 業務執行社員　窪寺 信 指定有限責任社員 業務執行社員　日下部 恵美	16	当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査活動実績と計画などについて関連部署からヒアリング等を行ない、その内容が適切であるか、また、監査時間と報酬単価についても合わせて検討した上で、会計監査人報酬等について会社法第399条第１項の同意を行なっております。

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、123百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ　会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、監査業務における品質管理体制、職務執行状況並びにその他の事由により解任又は不再任とすることが妥当であると判断した場合には、監査役会が株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

ロ　当社の会計監査人以外の監査法人が監査を行っている重要な子会社および子法人等

該当ありません。

7　財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8　業務の適正を確保する体制

内部統制基本方針につきまして、取締役会決議の内容及び内部統制の運用状況の概要は、次のとおりです。

【内部統制基本方針】

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及びグループ会社の業務の適正を確保するための体制を整備するため、以下のとおり、「内部統制基本方針」を取締役会で決議し、その実効性の向上に努める。また、今後も適宜見直しを行い、内容の充実を図っていく。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
   (1) 当社は、当社及びグループ会社の役職員が法令・定款及び社会規範を遵守し、業務の適正かつ健全な運営を図るために、コンプライアンス基本方針を制定する。また、コンプライアンスの具体的な行動指針として、コンプライアンス基本規程を制定する。
   (2) 当社は、コンプライアンス委員会及びコンプライアンス統括部署を設置し、当社及びグループ会社のコンプライアンス遵守状況を統合的に把握・管理すると共に、コンプライアンスに関する体制を整備する。
   (3) 当社は、被監査部門から独立した監査部を設置し、監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的に実施し、監査結果を取締役会へ報告する。
   (4) 当社は、内部通報管理規則に基づき、役職員の法令違反行為に関する相談・通報窓口を設け適正に処理すると共に、通報者等を保護する体制を整備する。
   (5) 当社は、顧客保護等管理方針及び利益相反管理方針を制定し、当社及びグループ会社のお客さまの保護及び利便性向上に向けた体制を整備すると共に、お客さまの利益を不当に害することがないよう利益相反を管理する体制を整備する。
   (6) 当社は、反社会的勢力との関係遮断の基本方針として定める反社会的勢力への対応に係る基本方針に基づき、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断のための体制を整備する。また、反社会的勢力からの不当要求等について組織的に対応する。
   (7) 当社は、インサイダー取引未然防止管理規則に基づき、業務上知り得た当社及びグループ会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
   当社は、取締役の職務の執行に係る情報を相当期間保存・管理する態勢を構築する。また、文書管理規程に基づき、株主総会、取締役会等取締役が関与する重要会議の議事録を作成

し、保存するものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社は、当社及びグループ会社の経営の健全性を確立し、各種リスクに見合った適正な収益を確保するためにグループリスク管理基本方針を制定する。

(2) 当社は、当社及びグループ会社の業務の適切性及び健全性を確保するため、統合的リスク管理規程を制定し、リスクの種類・範囲に対応した適正なリスク管理を行う。

(3) 当社は、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ会社における各種リスクを管理すると共に、損失の危険を管理するための体制を整備する。

(4) 当社は、監査部がリスク管理統括部署のリスク管理態勢の適切性及び有効性を検証する体制を構築し、リスク管理態勢の充実強化を図る。

(5) 当社は、危機発生時において速やかに業務の復旧を図るため、業務継続に関する基本方針を制定し、危機管理について適切に態勢整備を行う。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、経営目標を定めると共に、経営計画を制定し、適切な手法に基づく経営管理を行う。

(2) 当社は、取締役会規程を制定し、取締役会を適切に運営すると共に、経営会議等を設置し、取締役会より一定事項の決定等を委任する。経営会議等は、受任事項の決定のほか、取締役会の意思決定に資するため取締役会決議事項を事前に検討する。

(3) 当社は、取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう組織規程、業務分掌規則、及び職務権限規則等により職務・権限・意思決定のルールを定める。

5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(1) 当社及びグループ会社は、経営理念に基づき、企業集団としての事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。当社によるグループ会社の管理については、グループ経営管理規程において、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、当社グループの健全かつ適切で効率的な運営を確保する体制を整備する。

(2) 当社及びグループ会社は、財務報告に係る内部統制の基本方針に基づき、当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制態勢を整備し、財務報告の適正性・信頼性を確保する。

(3) 当社及びグループ会社は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応を行うとともに、グループ内取引等に係る基本方針、グループ内の業務提携等に係る基本方針に基づき、当社グループの業務の健全性の確保に重点を置いた適切な管理を行う。

(4) 当社は、当社役員、グループ会社（連結子会社・持分法適用会社）、主要株主等、財務諸表等規則第８条第17項に掲げる者との間で行う取引（関連当事者間取引）に関して関連当事者間取引管理に関する基本方針を定め、法令等に則り各社の業務の健全性および適切性

並びに株主共同の利益を確保する。

(5) 監査部は、内部監査に関する基本方針に基づき、業務の適正な運営を確保するため監査を実施し、かつその適正化を図るために必要な助言を行う。

(6) 当社は、当社及びグループ会社の役職員がグループ会社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合に、直ちに当社の取締役に報告する体制を整備する。また、子会社から当社に報告を行う基準を明示し、グループ経営上必要となる事項等に係る報告体制を整備する。

(7) 当社は、(6)で報告を行った役職員が報告を理由として不利益な取扱いを受けない体制を整備する。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

監査役が、その職務について効率性及び実効性を高めるため、監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「補助者」という）を配置する。

7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項

(1) 補助者の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査役の同意を得るものとする。

(2) 当社は、補助者に業務執行に係る役職を兼務させない体制を整備する。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(1) 当社及びグループ会社の取締役及び使用人は、監査役報告規程に基づき、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告する。また、監査役は、法令及び諸規則に定める事項のほか、必要に応じて、取締役及び内部監査部門等の使用人その他の者に対して報告を求めることができる。なお、監査役等へ報告をした者に対し、当該報告を理由として不利益な取扱いを行わない。

(2) 当社は、当社の内部監査部門から当社の監査役に当社及びグループ会社の内部監査結果を報告する体制を整備する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 当社は、監査役が会計監査人、代表取締役、リスク管理部門、監査部門、内部統制機能を所管する社内部署と意見交換を行うなど、連携を図ることにより、監査が実効的に行われる体制を整備する。

(2) 当社は、監査役がその職務の執行により生ずる費用の前払または償還並びに債務の処理等を当社に対し求めた場合は、速やかに当該費用の処理を行う。また、監査役が必要と考える場合には、外部専門家の助言等を得るための費用を負担する。

【内部統制の運用状況の概要】

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
   - 当社は、お客さまの保護、利便性の向上、利益相反管理、反社会的勢力との関係遮断、インサイダー取引未然防止管理に係る体制を各々整備し、適切に運用しています。
   - 当社は、コンプライアンス基本方針やコンプライアンス基本規程に基づき、年度毎にコンプライアンス・プログラムを策定し、具体的施策を実施しています。2019年度はコンプライアンス委員会を11回開催するなどにより、グループ全体のコンプライアンス遵守状況を適切に把握・管理しています。
   - 当社監査部は、当社及びグループ会社の運営状況の監査を定期的に把握し、監査結果を取締役会へ報告しています。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
   - 当社は、文書管理規程に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録等を作成し、適切に保存しています。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
   - 当社は、グループリスク管理基本方針及び統合的リスク管理規程等を定めるとともに、リスク管理委員会及びリスク管理統括部署を設置し、当社及びグループ全体としての各種リスクの的確な管理を実施しています。また、内部監査部門による統合的リスク管理態勢の監査等を通じて、当社グループのリスク管理態勢の充実整備に努めています。2019年度は、リスク管理委員会を12回開催した他、危機発生時に備え業務継続に係わる訓練を実施しました。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
   - 当社取締役会は、法令、定款、取締役会規程等に基づき、経営方針や経営戦略などの重要な事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けるなど取締役の職務執行を適切に監督しています。2019年度は、取締役会を19回開催し、当社グループの経営戦略やコーポレートガバナンス態勢等について、適切な審議を実施しました。
   - また、取締役会の下に取締役で構成される経営会議を設置し、原則として毎週１回開催するほか必要に応じて随時開催しており、取締役会の決議事項以外の業務執行に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況及びその他重要事項の報告を受けています。2019年度は、経営会議を49回開催し、業務執行状況等について適切な審議を行いました。
5. 当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
   - 当社では、グループ会社経営管理規程等を策定し、子会社等の経営計画等の重要事項についての協議・報告等に関する基本的なルールを定め、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営を確保しています。

・グループ内の他の部門から独立した監査部が、内部監査に関する基本方針に基づき、当社及びグループ会社の業務運営について検証等を行っています。
・当社及びグループ会社の財務報告に係る内部統制については、財務報告に係る内部統制の基本方針等に基づき適切な運用及び評価を実施しています。
・当社及びグループ会社は、関連当事者間取引管理に関する基本方針等を定め、グループ会社間等との取引について適切に管理しています。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項
・当社は、使用人が監査役の職務を補助しています。

7. 前号の補助者の取締役からの独立性に関する事項
・補助者の異動・評価等は、監査役の同意を得る等、取締役からの独立性を確保しています。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
・当社では監査役報告規程を定め、当社及びグループ会社に著しい損害を及ぼすおそれがあることを発見したときは、当該事実を監査役へ報告することとしています。
なお、監査役等へ上記報告をした者に対し、当該報告を理由として、解雇その他不利益な取扱いを行ってはならないこととしています。
・当社及び子会社監査部は監査役と定期的に意見交換を実施し、内部監査結果の課題及び監査役監査の状況について意見交換をしています。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
・当社監査役は監査役監査基準に従い取締役会に出席するとともに、経営会議等の重要な会議に監査役が出席することにより、取締役及び使用人等から必要な報告を受けています。また、代表取締役並びに他取締役（社外取締役含む）、子会社監査役と定期的に意見交換等を実施しています。なお監査役会においては、必要に応じて、社内各部署が出席し情報の提供及び報告を受けています。

9　特定完全子会社に関する事項

特定完全子会社の名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社きらぼし銀行	東京都港区南青山 三丁目10番43号	百万円 191,861	百万円 199,169

10　親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11　会計参与に関する事項

該当ありません。

12　その他

剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定めがある時は、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

　銀行持株会社としての公共性に鑑み、適正な内部留保による財務の健全性の確保に努めるとともに、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要施策の一つと位置付け、継続的かつ安定的な配当を実施することを基本方針としております。

連結計算書類

第６期末 (2020年３月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	金額
(資産の部)	
現金預け金	538,902
コールローン及び買入手形	2,513
買入金銭債権	74,199
商品有価証券	1,006
金銭の信託	651
有価証券	948,042
貸出金	3,760,834
外国為替	5,593
リース債権及びリース投資資産	17,622
その他資産	93,273
有形固定資産	58,419
建物	17,119
土地	33,192
リース資産	2,262
建設仮勘定	439
その他の有形固定資産	5,404
無形固定資産	3,771
ソフトウェア	1,998
リース資産	256
その他の無形固定資産	1,516
退職給付に係る資産	13,234
繰延税金資産	11,251
支払承諾見返	4,905
貸倒引当金	△ 33,076
資産の部合計	5,501,145

科目	金額
(負債の部)	
預金	4,631,187
譲渡性預金	7,300
コールマネー及び売渡手形	217,692
債券貸借取引受入担保金	256,620
借用金	42,177
外国為替	232
社債	4,200
その他負債	37,291
賞与引当金	1,637
役員賞与引当金	183
株式報酬引当金	139
退職給付に係る負債	65
役員退職慰労引当金	23
ポイント引当金	40
利息返還損失引当金	8
睡眠預金払戻損失引当金	1,318
システム解約損失引当金	935
偶発損失引当金	659
繰延税金負債	60
支払承諾	4,905
負債の部合計	5,206,683
(純資産の部)	
資本金	27,500
資本剰余金	150,684
利益剰余金	114,641
自己株式	△ 814
株主資本合計	292,010
その他有価証券評価差額金	5,629
繰延ヘッジ損益	41
土地再評価差額金	△ 242
為替換算調整勘定	4
退職給付に係る調整累計額	△ 3,038
その他の包括利益累計額合計	2,394
新株予約権	56
非支配株主持分	—
純資産の部合計	294,462
負債及び純資産の部合計	5,501,145

第６期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）連結損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
経常収益		**94,031**
資金運用収益	**56,989**	
貸出金利息	43,808	
有価証券利息配当金	11,940	
コールローン利息及び買入手形利息	38	
預け金利息	299	
その他の受入利息	903	
信託報酬	**156**	
役務取引等収益	**16,880**	
その他業務収益	**6,762**	
その他経常収益	**13,241**	
償却債権取立益	87	
その他の経常収益	13,153	
経常費用		**91,683**
資金調達費用	**2,381**	
預金利息	1,094	
譲渡性預金利息	1	
コールマネー利息及び売渡手形利息	606	
債券貸借取引支払利息	584	
借用金利息	76	
社債利息	7	
その他の支払利息	9	
役務取引等費用	**3,045**	
その他業務費用	**1,621**	
営業経費	**55,814**	
その他経常費用	**28,821**	
貸倒引当金繰入額	11,178	
その他の経常費用	17,643	
経常利益		**2,347**
特別利益		**6,975**
固定資産処分益	6,315	
段階取得に係る差益	523	
その他の特別利益	136	
特別損失		**1,065**
固定資産処分損	59	
減損損失	70	
システム解約損失引当金繰入額	935	
税金等調整前当期純利益		**8,256**
法人税、住民税及び事業税	**3,861**	
法人税等調整額	**△3,264**	
法人税等合計		**597**
当期純利益		**7,659**
非支配株主に帰属する当期純利益		**2**
親会社株主に帰属する当期純利益		**7,657**

第６期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）連結株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	27,500	150,473	109,053	△804	286,223
当期変動額					
連結子会社株式の取得による持分の増減		214	△0		213
剰余金の配当			△2,068		△2,068
親会社株主に帰属する当期純利益			7,657		7,657
自己株式の取得				△26	△26
自己株式の処分		△4		15	11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	210	5,587	△10	5,787
当期末残高	27,500	150,684	114,641	△814	292,010

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額						新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7,923	—	△242	8	△1,250	6,440	56	404	293,124
当期変動額									
連結子会社株式の取得による持分の増減									213
剰余金の配当									△2,068
親会社株主に帰属する当期純利益									7,657
自己株式の取得									△26
自己株式の処分									11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△2,294	41	—	△4	△1,788	△4,045	—	△404	△4,450
当期変動額合計	△2,294	41	—	△4	△1,788	△4,045	—	△404	1,337
当期末残高	5,629	41	△242	4	△3,038	2,394	56	—	294,462

計算書類

第６期末（2020年３月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科　目	金　額
（資　産　の　部）	
【流動資産】	**2,400**
現金及び預金	1,362
未収入金	10
前払費用	19
未収還付法人税等	1,005
仮払金	0
預け金	2
【固定資産】	**196,769**
【投資その他の資産】	196,769
関係会社株式	196,744
繰延税金資産	24
資　産　の　部　合　計	**199,169**

科　目	金　額
（負　債　の　部）	
【流動負債】	**160**
未払金	31
未払配当金	55
未払法人税等	23
預り金	6
仮受金	0
賞与引当金	28
役員賞与引当金	14
【固定負債】	**11**
株式報酬引当金	11
負　債　の　部　合　計	**172**
（純　資　産　の　部）	
【株主資本】	**198,940**
資本金	27,500
資本剰余金	166,480
資本準備金	56,219
その他資本剰余金	110,260
利益剰余金	5,775
その他利益剰余金	5,775
繰越利益剰余金	5,775
自己株式	△ 814
【新株予約権】	**56**
新株予約権	56
純　資　産　の　部　合　計	**198,997**
負債及び純資産の部合計	**199,169**

第６期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）損益計算書

（単位：百万円）

科　　目	金　　額	
営業収益		**6,190**
関係会社受取配当金	5,121	
関係会社受入手数料	1,053	
その他の事業収入	15	
営業費用		**905**
販売費及び一般管理費	905	
営業利益		**5,284**
営業外収益		**1**
受取利息	0	
雑収入	1	
営業外費用		**11**
雑損失	0	
創立費償却	7	
株式交付費償却	4	
経常利益		**5,274**
税引前当期純利益		**5,274**
法人税、住民税及び事業税	**61**	
法人税等調整額	**△13**	
法人税等合計		**48**
当期純利益		**5,225**

第６期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）株主資本等変動計算書

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	27,500	56,219	110,264	166,484
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△4	△4
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	―	―	△4	△4
当期末残高	27,500	56,219	110,260	166,480

（単位：百万円）

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
当期首残高	2,618	2,618	△804	195,797	56	195,854
当期変動額						
剰余金の配当	△2,068	△2,068		△2,068		△2,068
当期純利益	5,225	5,225		5,225		5,225
自己株式の取得			△26	△26		△26
自己株式の処分			15	11		11
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	3,157	3,157	△10	3,142	―	3,142
当期末残高	5,775	5,775	△814	198,940	56	198,997

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

株式会社　東京きらぼしフィナンシャルグループ
　取　締　役　会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東　京　事　務　所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　澤　裕　治　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　窪　寺　　信　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日下部　恵　美　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意

見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年５月11日

株式会社　東京きらぼしフィナンシャルグループ
　取　締　役　会　御中

EY新日本有限責任監査法人
東 京 事 務 所
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　小　澤　裕　治　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　窪　寺　　信　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　日下部　恵　美　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループの2019年４月１日から2020年３月31日までの第６期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監査報告書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第６期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。

② 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
なお、事業報告に記載の子会社の元行員による不祥事件については、一昨年に発覚した事件に対して、再発防止策を講じたにもかかわらず、今回の事件が発覚したことを重く受け止め、子会社に「再発防止プロジェクトチーム」を設置、悉皆的な調査やより深い原因の追求・分析などを行ない、分析結果を踏まえた再発防止策を策定し、再発防止に取組んでいることを確認しております。引き続き、その取組状況を注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月11日

株式会社　東京きらぼしフィナンシャルグループ　監査役会

常勤監査役　真　壁　幹　夫　㊞

常勤監査役　野邊田　　覚　㊞

社外監査役　稲　葉　喜　子　㊞

社外監査役　東　道　佳　代　㊞

以　上

〈メ　モ　欄〉

第６回定時株主総会
会場のご案内

会　場

きらぼし銀行本店（青山オフィス）
８階会議室
東京都港区南青山三丁目10番43号

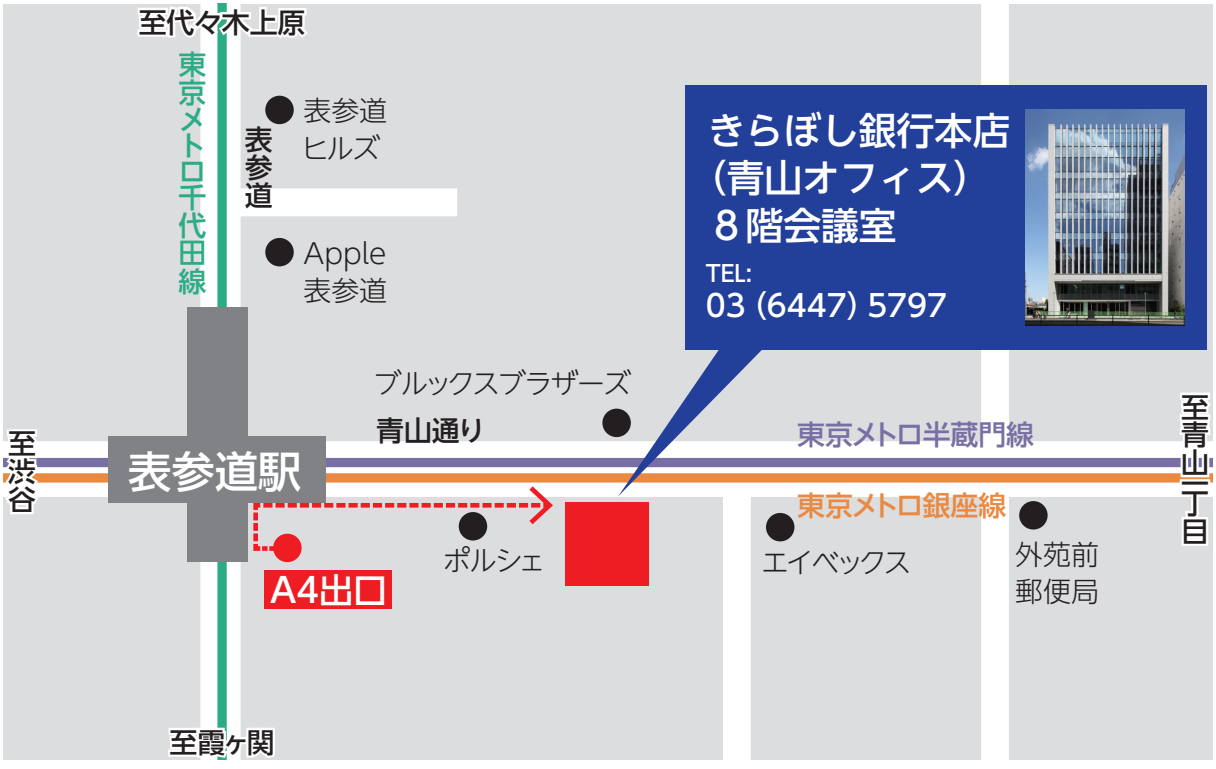

交通手段

東京メトロ
●銀座線 ●千代田線 ●半蔵門線 「表参道駅」 A4出口 より徒歩約３分
ご来場の際は**公共交通機関**をご利用くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 東京きらぼしフィナンシャルグループ

UD FONT
見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。